

東京いずみ幼稚園同窓会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は東京いずみ幼稚園同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と向上発展を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、発行
- (2) 会報、メールマガジンの発行
- (3) 母校の事業の後援
- (4) 講演会およびその他の集会
- (5) その他の必要な事業

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は東京いずみ幼稚園内に置く。

第 2 章 会員

(会員の種類及び資格)

第 5 条 本会は次の各号に掲げる会員を以て組織する。

- (1) 正会員 学校法人小泉学園 東京いずみ幼稚園卒業生
- (2) 正会員 東京都公認 いずみ幼稚園卒業生
- (3) 準会員 (1)・(2) 号の園に在籍した者で特に希望し、理事会で承認した者
- (4) 保護者会員 (1)・(2)・(3) 号の保護者
- (5) 特別会員 幼稚園の教職員であった者並びに理事会で特に推薦した者

第 3 章 役員

(役員の人員及び任務)

第 6 条 本会は次の役員を置き、下記の任務を司る。

- (1) 会長 1 名 本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する
- (3) 理事 若干名 会長・副会長と共に理事会を構成し、日常業務・会計業務を行うとともに総会の準備を行う
- (5) 監事 1 名 本会の業務運営及び会計監査を行う
- (6) 幹事 各期 1 名 理事会と協力して会務を補佐し、各期の連絡調整を行う

(役員を選出)

第 7 条 役員は総会で会員のうちから選出する。ただし、幹事については各期毎に互選する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は下記の通りとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 幹事以外の役員 2 年
- (2) 幹事 特に定めない

ただし、本人に不都合が生じた場合は直ちに後任を選出し、理事会の承認を得る。

(役員補充)

第 9 条 欠員の生じた時は、役員会で次期総会まで代行者を委嘱することができる。委嘱された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 10 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において出席した会員（委任状出席を含む）の過半数の議決によってこれを解任することができる。

- (1) この会則に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) その他本会の役員として不適当であると思われる重大な理由があるとき

第 4 章 会議

(会議)

第 11 条 本会の会議は、理事会・幹事会とする。

(理事会)

第 12 条 理事会は本会の最高決定機関であり、定期理事会は原則年 1 回開催する。また、理事会は下の事項を審議決定する。

- (1) 予算の編成、事業計画の立案、報告書の作成
- (2) 予算の補正並びに決算書の作成
- (3) 会計報告及び決算の承認
- (4) 事業計画及び予算の議決
- (5) 会則の改正
- (6) その他本会の業務に関する重要事項で必要と認めるもの

(監事の監査)

第 13 条 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は各期を代表する幹事によって構成され、会長が招集して開催する。

(会議の成立及び議決)

第 15 条 全ての会議は出席者の多少にかかわらず、その議決は出席者の過半数を以て決する。参加同数の時は議長が決する。

第 5 章 会計

(収入)

第 16 条 本会の経費は下記の収入を以てこれを充てることとする。

- (1) 終身会費 金 5,000 円
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(納入)

第 17 条 正会員は卒園時に会費を前納することとし、その他会員については入会時に納付する。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑則

(細則の制定)

第 19 条 本会の運営に必要な細則は理事会により取決められる。

(会計事務)

第 20 条 本会の現金出納事務及び経理記帳事務は、母校学校事務に委嘱する。